

定期購入の事例紹介

登録申請書を書いてもらっている際に、
「ASって何？」と尋ねられ、
「毎月ゲルを買うんだったら、そこは『する』
に○をしておけばいいから」
と悪意なく簡単に説明した。
後日、複数のポジションで毎月商品が送られてくることについて、トラブルになった。

何が問題なのでしょう？



ここが問題です！

「AS=毎月定期購入」であることを正しく理解し、納得してもらえらるまで説明していますか？
定期購入を巡るトラブルは、他社でも苦情として多く寄せられており、消費生活センターでも厳しい姿勢で対応しています。
不十分な説明では「故意の不告知」とみなされる場合もあります。
AS停止の手順まで説明しておくことが消費者目線として大切です。